

札幌市子ども・子育て会議
児童福祉部会

会 議 録

日 時：2024年1月30日（火）午前10時開会
場 所：オンライン（Zoom利用）

1. 開 会

○事務局（月宮子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、朝早く、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の冒頭の進行を務めます子ども未来局子ども企画課の月宮と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

会議に先立ちまして、会議の進行、運営について確認いたします。

まず、会議の公開についてでございます。この児童福祉部会は、議題1から議題3までについては公開で開催することとしておりまして、ユーチューブでのライブ配信しておりますので、その旨、ご承知おきください。

議題4につきましては、その審議内容から非公開とさせていただきたく、後ほどお諮りさせていただきます。

続きまして、会議参加時の注意事項についてでございます。

会議中、ご自身が発言をされる場面以外ではミュートにしてください。ご発言の際には、Zoomのリアクションボタンから手を挙げるを選択していただくか、実際に挙手してお知らせをいただきたいと思っております。部会長から指名がありましたら、ミュートを解除してご発言をお願いいたします。事務局への連絡は、チャットからメッセージを送信してください。

続きまして、本日の出欠状況についてご連絡いたします。

委員11名全員にご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。

なお、大場委員につきましては、11時から11時30分の間に一時的に退席される予定とお伺いしております。

続きまして、議題について確認いたします。

皆様には事前に次第と資料をお送りしておりますが、本日の議題は四つございます。

一つ目は、子ども虐待防止に係る人材育成の取組等について、二つ目は、母子生活支援施設の改築予定について、三つ目は、第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画一部改定版（最終案）について、四つ目は、里親の認定について、以上となっております。

それでは、ここから藤原部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

2. 議 事

○藤原部会長 皆さん、おはようございます。

藤原です。今日は、よろしくをお願いいたします。

確定ではないのですが、やはり病にかかってしまって、お聞き苦しかったり、せきが出てしまいまして、ご迷惑をかけるかもしれません。そして、今日は私もオンライン

にさせていただきます。子ども未来局には出向いておりませんので、行き違いがあるかもしれませんが、ご了承ください。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議事1の子ども虐待防止に係る人材育成の取組等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（月宮子ども企画課長） 改めまして、子ども企画課の月宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、議事1、子ども虐待防止に係る人材育成の取組等についてご報告させていただきます。

報告内容は大きく2点ございまして、1点目が人材育成検討委員会の取組について、2点目が児童虐待防止対策推進本部会議の取組についてでございます。

まず、人材育成検討委員会の取組についてですが、説明の前に、昨年度の経過を簡単に振り返らせていただきます。

令和4年2月に手交された外部評価報告書を受けまして、令和4年7月に、関係部局と外部の専門家で構成される人材育成検討委員会を設置いたしました。昨年度は、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョンと、一般事務（福祉コース）育成方針、保健師人材育成ガイドラインの策定をメインに検討を行い、児童福祉部会、子ども・子育て会議の本会議でご審議をいただいた上、令和5年3月にこれらを策定したところでございます。

職員育成ビジョンは、子ども虐待防止に関する職務に従事する全ての職員が持つべき理念や、具体的な支援場面において取るべき行動を階層的な柱として規定したもので、職域や職種ごとの個別の育成方針などに反映させることを想定しており、このビジョンを踏まえて作成したのが福祉コース育成方針と保健師人材育成ガイドラインとなります。

これらの策定後の取組について取りまとめたのが資料1-1となります。

資料をご覧ください。

まず、左上、項目1、職員育成ビジョンに基づく各課の取組についてでございます。

分類ごとに記載しておりまして、10月以降の下半期に実施予定としているものについて、今後の取組と表示しております。

分類①職員育成ビジョンの職員への周知や浸透・定着のための取組について、今後の取組にあるとおり、来年度の新採用職員研修に職員育成ビジョンに関する講義を行うことを検討しております。

次に、分類②職員育成ビジョンの個別の育成方針等への反映についてでございます。

過去の虐待死亡事例の検証提言を受け、各区精神保健福祉相談員に求められる主な専門性を整理し、精神保健福祉に関連する個別の研修を体系化する形で、新たに研修カリキュラムを策定いたしました。

次に、分類③職員の専門性の獲得に向けた取組についてでございます。

一つ目にありますとおり、児童相談所職員を対象に、職員育成ビジョンで知識や技術の共通基盤として定める子どもの発達、子どもと家族のアセスメント、面談技術などに関する研修のほか、職員・組織の存在意義（P u r p o s e）にある虐待死亡事例を風化させないため、過去の死亡事例に関する研修を新たに実施いたしました。

次に、左下の項目 2、一般事務（福祉コース）育成方針策定後の取組についてでございます。

丸の二つ目の取組でございますが、3局の協働によりまして、初任期、レベルアップ期、スーパーバイザーのレベル別研修を新たに実施しております。今後は、中堅期の対象拡大や、所属長の理解を深めるための取組強化を検討してまいります。

次に、右上の項目 3、多職種合同研修等の実施についてでございます。

子ども虐待死亡事例を風化させないため、改めて子ども虐待防止に係る職員育成ビジョンの内容や策定に至る経緯を広く職員に浸透させるとともに、多職種連携・協働の重要性などの理解促進を図ることなどを目的に、10区で実施しております。

次に、項目 4、保健師人材育成ガイドラインの運用状況についてでございます。

丸の二つ目の取組となりますが、目指す保健師活動を実践するための能力を高めることを目的として、ガイドラインで示す研修体系に基づき、新任期、中堅期、係長職のキャリアレベル別人材育成研修会の内容を充実強化しております。

ここで、説明漏れがありましたので、左下の項目 2 の一般事務（福祉コース）育成方針策定後の取組に戻らせていただきます。丸の三つ目をご覧ください。

福祉コースの全ての所属長が育成方針に基づき、キャリアラダー、職員個人の年間育成計画、研修手帳を活用して面談を実施し、専門性を高めていく組織的な動議づけに活用しております。

補足ですが、キャリアラダーと言いますのは、それぞれの職務内容や必要なスキルを明確にして、下位職から上位職へはしごを上るように移行できるキャリア向上の道筋とそのため能力開発の機会を提供する仕組みとなっているものでございます。

資料 1－1 の説明については、以上でございます。

続きまして、報告の 2 点目、児童虐待防止対策推進本部会議の取組についてご報告させていただきます。

本部会議では、令和元年 6 月死亡事例及び令和 3 年 6 月死亡事例に係る検証報告書等を踏まえた各部局の取組について、報告、議論を行っております。資料 1－2、資料 1－3 は、その概要を取りまとめたものになります。

それでは、まず、令和元年 6 月死亡事例に係る取組についてご報告いたします。

資料 1－2 をご覧ください。

検証報告書の提言ごとに、令和 4 年度、令和 5 年度の取組について記載しております。幾つかピックアップしてご説明させていただきます。

資料右側、提言 4 のア、専門性を生かした体制の構築についての取組です。

一つ目にありますとおり、児童相談所では、教員の係長職を一般的な管理業務と切り離し、教育関係機関との調整など、専門的な業務を担う体制といたしました。

また、令和5年度の実施では、教員の専門職を1名加配して2名体制とし、教育機関との連携をより強化しております。

次に、提言5のア、区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の育成等についての取組でございます。

一つ目にありますとおり、児童福祉司を15名増員し、支援体制を強化しております。

また、令和5年度の実施ですが、児童心理司を10名増員し、さらなる支援体制の強化を図っております。

次に、提言6のア、10代後半の女性の諸課題に対応する新たな支援の枠組みについての取組です。

一つ目にありますとおり、通称LiNKの事業について、引き続き、夜回りやSNSパトロールなどのアウトリーチ型支援、一時的な宿泊場所の提供、自立支援を行う事業を実施いたしました。

令和5年度は、若年女性が通う札幌市近郊の大学、専門学校に広報カードを送付しまして校内に配架してもらい、LiNKを知ってもらうきっかけづくりに取り組んだところでございます。

資料1-2の説明については、以上でございます。

次に、令和3年6月死亡事例に係る取組についてご報告いたします。

資料に入る前に、本事例の簡単な振り返りをさせていただきますと、他自治体から転入してきた若年の母親と子どもの世帯において、不慮の事態により子どもが亡くなったという事例でございました。

本事例は、虐待による死亡事例であると断定できない事例でございましたので、死亡事例による一般的な検証と異なり、今後の子育て世帯へのよりよい支援の在り方を提示する目的で検証が行われました。

提言に当たっては、札幌市の対応に明らかな職務遂行上の瑕疵はないと評価していただいておりますが、その上で、三つの提言が示されております。

それでは、提言1、他自治体から転入したケースの支援の在り方に対する取組でございます。

一つ目にあるとおり、家庭児童相談室における市外転居の場合の取扱いについて整理し、業務マニュアルに位置づけいたしました。具体的には、転入元の自治体に把握すべき内容を明確化するとともに、情報が不十分な場合の関係部署間での連携や、転入元からの引継ぎが情報提供の場合でも、継続的な関与の必要性、当面の方針などについて組織的に決定することを明記いたしました。

次に、提言2、支援方針の組織的な決定と情報共有、家族アセスメントの重要性に対する取組でございます。

一つ目にありますとおり、家庭児童相談室において継続的な関わりを行う世帯について、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を策定することを、改めて全区統一のルールとして策定いたしました。また、複数の機関が関与すべき世帯について、要対協や在宅支援アセスメントシートを活用し、関係機関が把握している世帯の状況を共有し、支援方針や具体的な支援策を検討することといたしました。

資料1-3の説明については以上となり、一括して資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤原部会長 それでは、今の資料1-1から資料1-3まで、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

○斎藤委員 斎藤です。

質問が1点ございます。

資料1-2の1に令和5年度を取組という黄色い丸がありまして、「子ども家庭センター設置」という文言が入っております。これは改正児童福祉法で令和6年度より施行されるものの中に努力してくださいという意味で子ども家庭センター構想が出ていたと思うのですが、現在のところ、札幌市の取組の中で、子ども家庭センターの設置をどういうタイムスケジュールで行っていくのかということと、母子保健等の現行の取組と新たな取組のうち、新たな取組は何かをお聞きしたいと思います。

○藤原部会長 では、事務局からお願いたします。

○事務局（山形地域連携課長） 児童相談所地域連携課長の山形でございます。

今の質問の子ども家庭センターのタイムスケジュールについて、札幌市では、令和6年4月の設置ということで、3か月後の設置を目指して、今、庁内調整をしているところです。

また、新たな検討としては、切れ目のない支援をしっかりと強化していこうということで、法でも掲げられている母子保健と児童福祉をつなぐ統括支援員を強化したいと考えまして、最初から10区ではなく、今のところ、中央区、北区、東区の中心部と大規模区の3区から優先的に取り組んでいきたいと進めているところでございます。

○斎藤委員 この中で、子ども家庭センターの趣旨としては、総合的、包括的な相談機関を目指していると理解しているのですが、例えば、相談は国で言っているサポートプランを策定することになるのでしょうか。

○事務局（山形地域連携課長） サポートプランは、国の法改正に基づき、こちらは10区で新たな取組としてスタートできるように、今、準備を進めているところです。

○斎藤委員 分かりました。

○藤原部会長 それでは、ほかの点も含めてお願いたします。

○加藤委員 資料1-1について質問したいと思います。

これだけ見ると、研修が充実していくのはいいことだと思うのですが、かなりの研修の数になるのではないかと考えているのです。研修が増えたおかげで忙しくなって、現場の

仕事が回らないことが結構あると思うのですけれども、これらのことを動かしてみた後に、どこかで何年かに1度見直しをするなど、やはり必要なものがどれで、あるいは、足りないものはどれでという見直しをする制度的な枠組みは考えられておられるのかを質問させていただきます。

○藤原部会長 事務局、お願いいたします。

○事務局（森本相談判定二課長） 児童相談所相談判定二課長の森本です。お世話になっています。

ご指摘のとおり、令和元年の事案以降、研修が大変充実をしております、やみくもに受けると、やはり業務を圧迫するという側面はございます。

新たに作成をいたしました福祉コース育成方針の中に、職員個人の年間育成計画書というものを新たに設けております。具体的には、職員個々で現状分析をして、どのような力を伸ばしていけばいいのかというものをスーパーバイザーや所属長が確認、助言を行い、必要なものを研修計画の中から選べるようにしていくという枠組みにしておりますので、職員の負担と学びのバランスを取りながら育成をしていきたいと考えております。

もちろん、毎年もしくは数年単位で研修の内容、進め方は検証してまいりたいと考えております。

○加藤委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 では、ほかの点でありましたらお願いします。

○北川委員 質問です。

人材育成の取組は、キャリアラダーも含めて、本当に短い期間でこれだけの計画がつけられたのは本当に素晴らしいことだと思います。

それで、2の丸の三つ目の中に、「『職員個人の年間育成計画』『研修手帳』」とあるのですけれども、一人一人の個人の年間育成計画というのは誰が具体的にどのように立てていくのかということと、研修手帳を福祉コースの皆さんが新たにお持ちになるのか、そういう具体的なことを聞きたいと思います。

もう一つのご質問は、死亡事例に関わるということで、先ほどの斎藤委員の質問にも似ているのですけれども、子ども家庭センターの設置でサポートプランをつくるに当たって、全国的にもこのプランをつくるのが非常に大変で、民間の児童家庭支援センターの職員が在籍出向した形で民間と連携するというお話も聞いたことあるのですけれども、札幌市はそのようなことがないのかということと、もう一つは、あくまでもサポートプランは要保護に関わるご家庭であって、障がいのある子どもたちのことは今後どのように考えるのかを教えてくださいたいと思います。

○藤原部会長 では、1点目の質問の研修手帳からお答えいただけますでしょうか。

○事務局（森本相談判定二課長） 私からご説明いたします。

まず、研修手帳は、紙ではなくてエクセルで管理をしていくという形を取っています。2種類の様式を用いていまして、一つはシート一枚に簡便により多く書けるもの、もう一

つは詳細に研修の概要を記載できるもので、研修の受講年月日や研修の内容、業務に役立つこと、記憶に残ったこと、そして、それを現在の職場で何年目に、札幌市に採用されて在職何年目の研修で受けたのかを経年的な努力として見えるように残していくものという事で考えております。

そして、年間育成計画書は、本来であれば、一人一人に合わせてスーパーバイザー側が計画を全てつくっていきけるというと思うのですが、初めて導入するものであり、まずは職員自身が今後特に伸ばしたい能力やテーマなどを現状分析いたしまして、研修の年間予定表の中から該当するものをピックアップし、さらに、OJTとしてもスーパーバイザー等との定期的な面接や同席、同行やケース検討をメニューの中から選んでいただきながら、それをもってスーパーバイザーが個別に助言、確認をしていきます。さらに、所属長がそれに加えて助言、確認をしていくということで、年度当初に計画を立てます。そして、秋の中間期、年度末の期末期に、研修やOJTなどから得た学びをスーパーバイザー、所属長と一緒に振り返りを行っていくということで運用しております。

例えば、児童相談所の例ですと、年間育成計画書の振り返りの中で、虐待ケースの保護者との面接で信頼関係を築きたい、強みを見つけたいと思うあまり、虐待の重さをしっかりと伝えられていないと感じることがあった、二度と同じことが起きないようにどうしたらよいか、保護者と一緒に考えていけるようになりたいといったような振り返りを職員と一緒にして今後につなげていくといった運用をしております。

○事務局（山形地域連携課長） それでは、後半のご質問です。

子ども家庭センターの運営について、4月からの設置を目指していますが、札幌市では、各10区の保健センター、機構名は健康・子ども課になるのですが、そちらを位置づけるということで、スタッフとしては保健師や福祉コースの職員という職員構成となっております。現時点では、民間の方を入れるという想定はしていないところでございます。

二つ目のサポートプランの対象について、こちらも4月からスタートする想定ですが、まずは、新規ケースと、もう一つはハイリスクのケースからしっかりプランをつくっていくというふうに進めています。その中には発達の疑いがあるお子さんも入っていますが、基本的に、障がい児というような明確な対象を設けてプランをつくるとはなっていないものでございます。

ただ、今後、進めていく中で検討課題としてしっかりと進めていきたいと思っています。

○北川委員 ありがとうございます。よく分かりました。

特に、職員の人材育成に関しては、すごく具体的に話していただいてよく分かりやすかったです。実際にやるとなると非常に大変だと思いますが、進捗状況などをこの部会でも教えていただければと思います。

○藤原部会長 ほかはいかがでしょうか。

○大場委員 人材育成のことで教えていただきたいのですが、人材育成のスタートは採用の問題だと思うのですが、採用のときに、私も一緒に仕事をした道職員や施設の職員が社

会人採用で札幌市の職員になっているとお聞きしているのです。採用の関係で一般事務の福祉コースに社会人枠を設けているのかどうかを教えていただければと思います。

北海道となると広域の転勤があるので、札幌市に興味を持っている職員もいるものから、もし差し障りのない範囲で話ができることであれば、お話しいただければありがたいなと思います。

○藤原部会長 いかがでしょうか。

○事務局（森本相談判定二課長） 福祉コースの社会人経験者の部の採用試験は、令和3年度から導入してまして、1期目が令和4年4月に入っております。

令和4年については、社会人経験者の部は、4月1日付で4名の採用となります。今年度についても、6人ほど採用しているという状況です。

福祉コース自体はニーズの高まりから増員が見込まれておりまして、福祉コース全体としては、例えば令和4年度が17人、令和5年度が10月採用を含めて29人ほど採用している状況です。一定数、社会人経験者の部も採用をしていて、児童相談所だけではなく、区や本庁の障がい部門に配置をしておりまして、即戦力として活躍をいただいているところ です。

福祉コースの育成方針に基づいて、社会人経験者の部も一緒に育成をしていくという考え方でおります。

○大場委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 ほかに、意見や質問があればお願いします。

○三好委員 三好です。

資料1-1の先ほどお聞きした一般事務の福祉コースについての質問です。

実際に、社会福祉士や精神保健福祉士を取得されている福祉コースの職員の人は何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

○藤原部会長 事務局で分かりますか。

○事務局（森本相談判定二課長） 令和5年4月現在で312名の福祉コースの職員がおりまして、そのうちどれぐらいの職員が社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師の資格を持っているのかまでの具体的な数字は把握できてはおりません。

ただ、最近の採用職員を見ていると、福祉系の大学などの養成課程を経て、多くの職員が社会福祉士等の資格を持って採用されている印象を受けております。

採用条件として社会福祉士といった資格で限定している都市もあるのですが、札幌市は、多様な人材を採るということで、必ずしも社会福祉士の資格がなくても、例えば、教員免許、保育士、理学療法士など、多様な学び、資格を持った職員を採用して、それぞれのよさを生かしながらチームで福祉職場を支えていくという考え方でおります。

資格があろうがなかろうが、人材育成方針を策定し、研修も充実しておりますので、困り事を抱えた市民に寄り添いながらしっかりと支援できる体制を目指しております。

○三好委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原部会長 時間も押してまいりましたので、議事1に関しましては、一旦、質疑応答を終わりたいと思います。

様々な意見をありがとうございました。

報告書そのものを何か変更するようなご意見などはなかったと思いますので、まずは人材育成の取組等の報告について、この形式と内容で決定することとし、事務局には、後日、ホームページ等で公表をいただきますようお願いいたします。

それでは、議題1は、これで終わりたいと思います。

次は、母子生活支援施設の改築予定についてです。

担当者の方の入れ替わりがありますので、少しお待ちください。

[事務局交代]

○藤原部会長 それでは、議事2の母子生活支援施設の改築予定について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(加藤子育て支援課長) 子ども未来局子育て支援課長の加藤でございます。よろしく申し上げます。

本日は、新たに改築を予定いたします母子生活支援施設についてご説明させていただきます。

説明に当たりましては、担当の係長からさせていただきます。

○事務局(大館調整担当係長) それでは、調整担当係長の大館から資料の説明をさせていただきます。

資料2-1をご覧ください。

札幌市内には、母子生活支援施設が5施設ありまして、母子家庭が長期に入所し、自立に向けた支援を受けております。

母子生活支援施設の老朽化に対応するため、これまで、札幌あいりん荘ともいわ荘の2施設の改築を実施してきたところです。

現在、アクションプラン2023において、新たに1施設、すずらんの改築を予定しておりまして、新施設の機能が明確になってきましたので、現時点の検討状況を報告させていただきたいと思います。

まず、A4判横の資料2-2の市内の施設概要をご覧ください。

資料は市内五つの施設の概要をまとめたものになりまして、老朽化対策のために改築を行った札幌あいりん荘ともいわ荘が築年数の新しい施設となっております。

右側にある札幌市しらぎく荘は、公設民営の施設ですが、設備の老朽化などによって、3月末で休止する予定です。

一番左にあるすずらんは、民施設としては現在最も古くなっておりまして、昭和57年に建てられてから42年が経過していますので、老朽化への対応が必要となっております。

市内の入所状況は下の表のとおりとなっております、約7割で推移しておりますが、すずらんについては、これよりも高い入所率となっております。

すずらんの入所率につきましては、資料2-1に戻っていただきまして、下にある図1をご覧ください。

すずらんの入所率は、約8割で、市内の平均よりも高くなっております。

すずらんでは、母子家庭への支援の中で、自立に向けた支援のほか、心理療法士による心のケアも実施しております。

札幌市では、昨年10月まで実施していた母子生活支援施設の目指すべき方向性の検討の中で、多様化するニーズへの対応や施設の機能強化などについて課題を整理しております、施設の更新だけでなく、妊婦への支援や職員による24時間対応などを見据えた機能強化を進めることとしております。そのため、すずらんの改築については、老朽化対応だけでなく、機能強化も想定しております。

新たな施設の機能について、2ページ目をご覧ください。

すずらんの新しい施設は、現地建て替えを予定しております、機能については、表のとおり、母子室20室のほか、ショートステイに利用できる母子室と同じような間取りの部屋を2室整備する予定です。この部屋の一部を用いて妊婦等への支援を行いたいと検討しているところでございます。

また、職員による24時間対応を見据えておりまして、休憩室を宿直に対応できるよう拡張する予定です。

このほか、新たに保育室等を設置しまして、保育室、児童室、学習室と共有で使えるようなスペースがより広がる予定となっております。

施設の機能については、現在検討中でして、今後、機能強化も含め、すずらんを運営する北海道社会事業協会と協議を進めていく予定でございます。

最後に、今後の予定です。

3に記載しておりますが、来年度の夏頃までに改築計画を取りまとめて、秋頃にこの児童福祉部会にお諮りする予定となっております。児童福祉部会で承認を得られた場合には、令和7年度から設計や工事を行いまして、改築に着手していく予定となっております。

私からの説明は、以上になります。

○藤原部会長 それでは、皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。

○大場委員 これから計画が進められていくと思うのですが、母子生活支援施設もかなり多機能、高機能ということが標榜されて、それに対応できるような施設整備ということになるかと思うのですが、母子室の関係で、年齢や人数で世帯の状況が違ってくる可能性があると考えられます。そのことを考えると、母子室のつくりというのは、例えば、

20室であれば20室が同じということではなくて、面積も含めて、かなりバリエーションのあるようなことが現時点で想定されているのかどうか、もしお分かりであれば教えていただきたいと思います。

○藤原部会長 では、お願いします。

○事務局（大館調整担当係長） 母子室は、数年かけて母子家庭が住むところになりますが、個別の部屋を違いつくりにしてしまうと、運用がなかなか難しくなるということもありまして、どの施設も大体同じような母子室を設置しているところです。

すずらんについて、どういった居室の構成になるかというのはこれからの段階になりますので、こういったご意見があったというところは、すずらんの運営法人にも伝えて、どういった居室ができるか、検討していきたいと考えております。

○大場委員 入所率を高めるときに、子どもの年齢が高くなったり、子どもの数が多いと、母子生活支援施設の入所を踏みとどまると私も聞いたことがあります。入所率にこだわる必要はないのかもしれませんが、そのような配慮がもし可能であれば、もう少し居室の種類があるといいのかなと思うのです。もちろん、建築上の関係では、バリエーションをたくさんつくると経費も上がるので大変だというのは承知しています。ただ、一部だけでもそういうことが可能であれば、配慮していただくと利用しやすいのではないかと思ったものですから、お話しさせていただきました。

どうもありがとうございます。

○事務局（加藤子育て支援課長） 補足させていただきます。

母子生活支援施設では、多子世帯など、いろいろな世帯構成が想定されます。一応、均一的な部屋を用意させていただいて、その部屋を一つだけではなくて、多子世帯であれば、ほかの部屋も含めた使い方など、運用の中でも工夫してまいりたいと思っておりますので、そういったことも含めて事業者ともお話ししていきたいなと思っております。

ご意見ありがとうございました。

○藤原部会長 他の都道府県では結構バラエティーに富んだ部屋をつくられている母子生活支援施設もありますし、大場委員がおっしゃったように、やはり入所率は大事だと思うので、入所率を上げて母子生活支援施設の機能を強化していくという点では、子どもの年齢構成や男女の組合せに配慮できる、もしこれから新築ということであれば、全部ではないにしてもそういう部屋が少しでもあるというのが全国レベルなのかなと思いますので、その点をご検討いただければと私も重ねてお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

○北川委員 まず、改築の予定の方向性については賛成です。

それで、質問ですが、改築後の機能で、一部、妊婦等への支援に活用ということで、妊娠期からの支援も母子生活支援施設として行う可能性があるということでもいいですか。今、私どもでやっている妊婦の居室は二つしかなくて全然足りなくて、法人内の空き部屋に住んでいただいている状況もあるので、市内にこのような妊婦が支援つきできちんと住まわ

れるところができたらいいと思っているので、質問いたします。

もう一つは、カウンセリング室は、個別カウンセリングのお部屋でしょうか。例えば、DVを受けた女性が多いと思うのですが、DVの女性の場合は、個別のカウンセリングも必要ですけれども、グループカウンセリングも大事になってくると思いますので、部屋の広さも含めて教えていただければと思いました。

○藤原部会長 では、お願いいたします。

○事務局（中村子育て家庭係長） 子育て家庭係長の中村です。

北川委員の一つ目の質問にお答えさせていただきたいと思います。

妊婦支援に関しましては、北川委員のリリアの事業と日頃から連携させていただいているところがございますけれども、まず、令和6年度から母子生活支援施設の1施設を活用しまして、受入れの検討をしてみたいと考えているところがございます。その運用の状況を見ながら、すずらんでの実施について検討をしてみたいと考えております。

なかなか部屋が足りていないという話も聞いておりますので、連携をしながら支援の網目から落ちないようにやってみようと考えているところがございます。

○事務局（大館調整担当係長） 次に、二つ目のカウンセリング室については、広さがまだ決まっていない状況でして、グループカウンセリングのような多人数が入ってのカウンセリングができるかどうかというところまではまだ分からない状況です。

ただ、施設には、そのほか共有の部屋が三つございますので、そちらで行うことなど、運営状況及び運用のやり方を実際の施設の間取りなど見ながら判断していくことになるかと思えます。

○北川委員 分かりました。

心理療法士の方もいらっしゃるようですから、ぜひ、いろいろな部屋を使ってDV被害の女性のグループカウンセリングを進めていただければと思いました。

ありがとうございます。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 それでは、母子生活支援施設の改築予定については、この形式と内容で決定することとし、事務局には、後日、ホームページ等で公表をいただきますようお願いいたします。

これで、議題2を終了します。

では、また少しインターバルを置きます。

〔事務局交代〕

○藤原部会長 議題3の第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画一部改定版（最終案）について、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（加藤子育て支援課長） 本日は、第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画一部改定版（最終案）について説明させていただきたいと思います。

説明は、担当の中村係長からさせていただきます。

○事務局（中村子育て家庭係長） 最初に、資料の確認をさせていただきます。

資料3-1から資料3-3と右上に書かれた資料はございますか。こちらの資料につきましては、昨年10月に開催いたしました児童福祉部会に中間報告させていただきまして、さらに、その後、12月に作業ワーキングを開催させていただいております。資料3-1に関しましては、その作業ワーキングでいただきましたご意見を踏まえて修正点をまとめたものになっております。

それでは、A4横判の資料3-1をご覧ください。

大きな修正点は1の記載内容の修正に書かれている2点になりまして、1点目が子の悩みに関する記載の修正について、特に、父子家庭の状況について記載を修正しております。

2点目は、面会交流を親子交流（面会交流）に変更しております。

その下の隅括弧で記載されております本編の修正箇所は、お配りしている資料3-3のページ番号に対応した修正箇所になっております。

例えば、表の22ページになりますが、子どもに関する悩みについて、アンケート調査結果を記載しておりますけれども、先日のワーキングのご意見を踏まえまして、父子家庭に関する記載について改めたものとなっております。

具体的には、アンケート結果の傾向につきまして、父子家庭では、小学校高学年から「教育・進路」に変わっているということで、母子家庭との違いについて記載しております。

23ページも同様に、父子家庭の状況について修正しております。さらに、それ以降、面会交流という言葉親子交流（面会交流）に変えたことを脚注も含めて修正しているものを新旧対照表とさせていただきます。

少し先に参りまして、資料3-1の5ページ目をご覧ください。

本計画の「基本目標3、養育費確保の推進の成果指標について」の参考資料でございます。

こちら先日のワーキングの際に、養育費の推進に関する目標値についてご意見をいただいております。養育費に関しては、国で定めております女性活躍・男女共同参画の重点方針2023、いわゆる女性版の骨太の方針で、養育費を受けている割合を40%にすると示されております。これに関しまして、国が行っている令和3年度の全国調査でいきますと、母子家庭において現在も養育費を受けている世帯は28.1%となっているということで、国ではこれを40%にすると定めているところでございます。

今回、札幌市の計画におきましては、令和6年度までの期間の延長の作業をしておりますので、この間におきましては、計画の目標は、従来どおり、養育費の取決めをする割合を定めてまいりたいと思っておりますが、令和7年度からの次期計画におきましては、こうした国の基準も参考にしながら目標値の設定について検討してまいりたいと考えており

ます。

ページ下部に、札幌市のアンケート結果も載せておりますけれども、札幌市の場合でいきますと、養育費を現在も受けている世帯につきましては、43.6%となっておりますが、アンケートの取り方に国と若干の違いがあります。国のアンケートでいきますと、離婚と未婚の場合の両方を含めた値となっておりますが、札幌市のアンケートにおきましては、離婚と答えた方のうちで養育費の状況を伺っておりますので、未婚と答えている方は含まれていないパーセントとして43.6%となっております。

資料に記載がなくて恐縮ですが、もし仮に未婚と答えた方が全て養育費を受け取っていないと仮定して計算し直しますと、つまり、未婚の方を全て分母に入れて再計算してみると、札幌市の場合38.8%という結果となっております。

ちなみに、札幌市における離婚と未婚の割合につきましては、資料が飛んで恐縮ですが、資料3-3の13ページをご覧ください。

こちらに令和4年度に行ったアンケート結果を載せておりますけれども、二つ目のひとり親世帯になった理由というところで、離婚、未婚、死別について記載しております。ここを見ますと、離婚と未婚の割合がそれぞれ87.2%と10.8%となっております。

以上が資料3-1の作業ワーキングに関する修正点についての説明になります。

続きまして、A3判2枚物の資料3-2をご覧ください。

こちらについては、10月の児童福祉部会後の変更点についてご説明したいと思います。

12月の作業ワーキングにご出席いただいた方は重複した説明になりますけれども、ご了承ください。

まず最初に、1枚目の第1章の計画の策定にあたっては、修正点がほとんどないため、簡単に説明させていただきますが、今回の一部改定におきましては、計画期間を2年間延長しまして、令和6年度までにするものとしております。

その下、第2章のひとり親家庭を取り巻く状況につきましては、ひとり親家庭を取り巻く札幌市及び全国の実態、状況と比較しながら整理したものになっておりまして、例えば、国勢調査による母子世帯の世帯数などを整理しているところでございます。

国勢調査の結果でいきますと、世帯数としては減少傾向であるといった結果になっております。

続きまして、向かって右側、第3章のひとり親家庭等の現状と課題でございます。

こちらについては、令和4年度に行ったアンケートの調査結果を記載していくことになっております。

先ほど修正点のところでも触れましたが、現状の③子どもに関する悩み各年代別につきまして、母子家庭、父子家庭において異なる傾向が見られるという点を記載しております。

2枚目をご覧ください。

第4章と第5章を記載しております。

10月の部会から資料の内容が大きく変わっている部分ですが、向かって右側に主な事

業を記載しております。

まず、計画の体系といたしましては、基本理念と五つの基本目標という構成は、これまでと同じ形としておりまして、さらに、成果指標についても従来のものを運用してまいりたいと考えているところでございます。

なお、この右側に記載している主な事業につきましては、今後、拡充等をしていく事業について整理しております。

一つ目、基本目標1は、子育て・生活支援の充実について、三つの基本施策に基づいて事業を展開していく予定でございます。

成果指標については二つ、子どもに対して悩みを持っている方の割合、18歳から19歳世代の大学進学率ということで、引き続き掲げていく予定です。

具体的な事業の一例になりますが、子どものくらし支援コーディネート事業につきまして、児童会館等で巡視して相談支援を行っておりますが、今後については、巡視先の拡充等も含めた対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、その下、母子生活支援施設の運営につきまして、先ほどの議題でもご質問等いただきましたけれども、こちらの機能強化は、心理療法担当職員の配置の強化や、先ほどご質問があった妊婦への支援に関する機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

母子生活支援施設に関しましては、資料3-3の116ページ以降に、これまで児童福祉部会でご検討いただいた中身についても整理しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

さらに、その下、札幌市奨学金支給事業につきまして、高校や大学に通う生徒へ奨学金を給付するものですが、令和6年度以降に支給する人数の拡大を検討してまいりたいと考えているところでございます。

基本目標2は、就業支援の充実について、こちらもこれまでどおり四つの基本施策と二つの成果指標について進めてまいりたいと考えております。

成果指標に関しましては、仕事に対して悩みを持っている方の割合と、就業している方のうちの正社員・正職員の割合の二つとなっております。

具体的な事業に関しましては、ひとり親家庭支援センターの運営につきまして、現在、指定管理者に運営をしていただいておりますけれども、今後も引き続き、資格等に関する講習会の実施や相談等をしてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、資格取得を後押しするというところで、高等職業訓練促進給付金事業を行っておりますが、こちらは令和3年度から対象要件の拡充をしております、令和6年度以降も拡充を継続してまいりたいと考えています。

続きまして、基本目標3、養育費確保の推進になります。こちらは、先ほど資料3-1でも触れましたけれども、成果指標につきまして、現在のところは養育費の取決めをしている方の割合ということで整理しております。次期計画におきましては、ここを例えば受

け取っている方にすることも検討してまいりたいと考えております。

具体的な取組に関しましては、区役所やひとり親家庭支援センターにおける相談を継続してまいりたいことと、令和3年度から実施しております養育費確保支援事業につきまして、新たに不払い時における強制執行に関する補助についても追加していく予定でございます。

その下、基本目標4は、経済的支援の推進についてでございます。こちらについては、三つの基本施策と一つの成果指標で進めてまいります。

成果指標に関しましては、家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合としております。説明は割愛いたしましたけれども、1ページ目でも赤字と答えた方の割合が依然として多い状況となっております。

具体的な取組の例といたしましては、ひとり親家庭の親と子への医療費の補助につきまして、非課税世帯の方になりますけれども、親に対しての通院費の一部に関する助成も検討していくこととしているところでございます。

最後に、基本目標5、利用者目線に立った広報の展開になります。

手前みそになりますけれども、各事業の認知度は5年前の状況よりも向上しておりますので、引き続き、広報の充実を図ってまいりたいということで、具体的な事業といたしましては、こちらも令和3年度から実施しております公式LINEによる情報発信、また、令和4年度から行っているAIチャットボットを使った情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

ちなみに、LINEにつきましては、現時点で約5,700人の方に登録いただいております。情報発信において、一定の成果が上がっているところでございます。

資料の説明は以上になりますが、今回ご説明させていただいた主な事業につきましては、今、同時に策定作業を行っております第2次札幌市子どもの貧困対策計画と重複している部分も多くございますが、事業の推進に当たっては、関係部署や関係団体と連携しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

最終的には、年度内での計画の一部改定ということで、今後は内部での作業を進めていけたらと思っております。

説明は以上になります。

○藤原部会長 では、これは最終案ですので、多岐にわたりますけれども、皆様からのご質問、ご意見を承りたいと思います。

○椎木委員 計画案の質問や修正等ではないのですが、基本目標3の養育費確保の推進に「不払い発生時における強制執行手続きに係る費用の一部を補助します」という新たな拡充部分があるかと思うのですが、これはいつ頃から始めるような目標といたしますか、予定は現状で決まっているのでしょうか。

○藤原部会長 お願いいたします。

○事務局（中村子育て家庭係長） 明確な時期をはっきり決めておりませんが、夏ぐらい

にはやりたいと考えているところがございます。

○椎木委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 それでは、ほかの点でありましたらお願いいたします。

○北川委員 この計画に関しては賛成です。いろいろと分かりやすい説明をいただきまして、ありがとうございます。

付け加えて、ひとり親ということですから、どうしても親に重点を置いていますけれども、やはり、昨今、離婚前後のお父さんもお母さんも大変ですが、子どもも大変な思いをしますので、子どもの意見を聞くという在り方も今後こういう計画の中に含んでいただけたらいいと思いました。

○藤原部会長 これはご意見ですが、事務局から何か補足はございませんか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 今回、いろいろとアンケートを取らせていただいた皆さんからもご意見をいただいて計画を立ててきております。

今、北川委員からおっしゃっていただいたとおり、こども基本法やこども大綱の中でも子どもの意見をしっかり聞いていくというようなことをうたわれております。

今後、計画を策定していく上では、現在個別の計画としているひとり親家庭の計画を他の計画とも一緒にしながらということも検討しておりますけれども、その中でも子どもの意見を踏まえて事業計画を立てていきたいと思っております。

ご意見をありがとうございます。

○北川委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 では、ほかの点でありましたらお願いいたします。

○三好委員 基本目標4のひとり親家庭等医療費助成ですが、実際にお子様が入院や通院になってしまうと、母子家庭や非課税世帯でパートなどの非正規職員の場合、仕事を休むとその分お金がもらえない、働ける時間があつたのに通院で働けずもらえなくなるので、その部分のお金の負担もある程度あつたほうがいいと感じました。

○藤原部会長 今の基本目標だと、医療費の助成は拡充ですが、もう少し広く解釈すると、ひとり親で子どもの看病となってしまうと、お父さんやお母さんの就労も制限されて所得が減ることへのカバーが現時点ではまだ対策されていないというご意見だと思います。

これに対して、事務局から何かありますか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 休業補償の観点のお話かと思いますが、今の時点でそういった制度は具体的にありません。

ただ、日常生活支援事業という制度がございますので、お父さん、お母さんが病院に通うときなど、その期間お子さんの面倒を一時的に見たりといったところでのサポートは制度としてございます。

お休みを取って病院に行かれる場合の具体的な経済支援は今の時点ではございませんけれども、ほかの事業でそういったところをサポートしていきたいと思っておりますので、

ご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三好委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 では、ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原部会長 今までも様々な観点から議論し、また、修正していただいて、今日、最終案のご提案がありました。本日は、原案を修正するというご意見は特にありませんでしたので、本案をもって事務局で策定作業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで、議題3は終了いたします。

引き続き、議題4の里親の認定についてですが、少しお待ちください。

[事務局交代]

○藤原部会長 議題4の里親の認定について、審議を非公開とすることについて、事務局から改めて趣旨説明をお願いいたします。

○事務局(藤崎家庭支援課長) 児童相談所家庭支援課長の藤崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

議題4につきましては、公平かつ中立な審議を担保し、個人情報及びプライバシーを保護する観点から、非公開で行うべきと考えております。

なお、非公開の審議が決定した際は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第6条第1項第5号に基づき、審議内容について守秘義務を負うこととなります。これは、委員の職を退いた後も同様となりますので、十分ご留意いただきたいと思います。

○藤原部会長 ただいま事務局からご説明がありました。

議題4を非公開にすることについて、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、非公開と決定いたしましたので、ウェブの配信を止めるなど、事務局で作業をお願いいたします。

○事務局(藤崎家庭支援課長) それでは、ウェブ配信を止めますので、しばらくお待ちください。

[録音停止]